

## 社会福祉法人 美深町福祉会 入札心得

### (総則)

第1条 社会福祉法人美深福祉会（以下「福祉会」という。）が発注する工事の請負の発注に当たっては、別に定めのあるものの他、この心得の定めるところによるものとします。

### (入札保証金等)

第2条 入札参加者は、経営状況や工事实績などの経営社会的信頼度等を有する特定建設業社を選定しており入札保証金は免除する。

### (入札)

第3条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上、自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

### (公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札比較点数（以下「入札価格」という。）又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

### (代理)

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

### (入札書の書換え等の禁止)

第6条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書換え、引換え、又は撤回することはできません。

### (無効入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書の記名押印がない入札

- (4) 所定の入札保証金の納付又はそれに代える担保の提供をしない者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (10) 予定価格が事前に公表されている入札における予定価格を超える金額での入札
- (11) 積算内訳書未提出の入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(開札)

第8条 開札は、公示又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。

(再度入札等)

第9条 開札の結果、落札に至らない場合は、直ちに出席者（初度の入札参加者）で再度入札を行います。また、再度入札によっても落札に至らなかった場合には、随意契約によることがあります。

2 予定価格を事前公表している場合に、落札に至らなかったときは、再度入札は行いません。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で地域経済貢献度評価落札方に関する指針による落札者とします。

2 落札者となるべき者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(落札者としめない場合)

第11条 開札の結果、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、落札者としめない場合があります。

- (1) 落札者が当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれのあるとき。
- (2) その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当と認められるとき。

2 前項の規定に基づき、落札者としめない場合は、地域経済貢献度評価落札方に関する指針に沿った入札において最低の貢献度評価を具備し次の価格で入札した者を落札者とします。

(積算内訳書の提出)

第12条 入札参加者は、その対象となる工事の積算内訳について、詳細に記載した内訳書（別添第1号）を作成し、代表者印を押印の上、入札時に提出すること。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に提出しなければなりません。

(工事の請負等の契約保証金等)

第14条 工事の請負等の契約を締結しようとする者（契約保証金の納付を免除されているものは除く。）は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。

2 前項の履行保証保険は、定額（定率）てん補の特約のあるものとし、かつ保険期間が工事の始期から引渡し完了予定日までの期間以上のものでなければなりません。

3 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提出するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付ある承諾書を提出してください。

(入札保証金等の充当)

第17条 落札者は、当該入札にかかる入札保証金又はこれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(入札の取りやめ等)

第18条 福祉会が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第19条 入札参加者資格者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者資格者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。さらに、予定価格を事前公表している入札において、入札参加者が積算を行った結果、事前に示した予定価格を超える場合は、辞退してください。

(1) 入札執行前であっては、その旨を文書又は口頭により入札を執行するものに連絡すること。

(2) 入札執行中であっては、その旨を口頭により入札を執行するものに連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後において不利益な取り扱いを行うことはありません。

4 入札執行中に辞退した者は、直ちに退席すること。

(入札に申し出なく欠席したとき)

第20条 入札参加資格者で入札の執行開始までに、申し出ることなく欠席した場合は、福祉会の執行する入札等の参加停止となる場合もあります。ただし、天災等の不可抗力による場合を除くものとする。